

廃棄物処理施設の構造に関する基準

平成15年	4月	1日	制定
平成26年	7月15日		一部改正
平成28年	3月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正

第1 趣旨

この基準は、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、以下「最終処分基準省令」という。）の例によるものとする。

第3 準用規格等

廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。

- (1) JIS 規格
- (2) 土質工学会「土質試験法」、「土質調査法」
- (3) 道路土工構造物技術基準、日本道路協会「道路土工指針」
- (4) 船橋市土木工事共通仕様書
- (5) その他関連規格等

第4 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)又は(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場

2 共通基準

最終処分場に係る共通の構造基準は、法、令、規則（以下、「法令等」という。）及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

- (1) 囲い等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第1号（第2条第1項第4号において準用する場合を含む。）、第2条第1項第2項イ及び第3号イに規定する囲いは、原則として処分場の全周囲に設けられていること。

ただし、最終処分基準省令第1条第2項第17号及び第2条第2項第2号トの規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合を除く。

イ 囲いの構造等は、原則として、表-1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。ただし、周囲の状況等によっては、表-2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

ウ 出入口は、原則として一か所とし、門扉は前イの構造を有し、施錠できるものとする。

表-1

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス

(注) 波形亜鉛引鉄板についてはおおむね10mごとに、1か所（幅1.0m程度）のネットフェンス等による風抜きを設置すること。

ただし、ネットフェンスは構造的に強固かつ耐久性のあるものとする。

表-2

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	有刺鉄線：(1種) #14 径2.0mm以上 杭間隔：2.0m以内 張り間隔：0.3m以下の6本張り以上

(2) 表示等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第2号及び第2条第1項第1号に規定する立札その他の設備は、様式第1又は2によること。

イ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

様式第 1

一般廃棄物の最終処分場				25	↑
処理施設設置者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25	
一般廃棄物の種類				25	↓
埋立処分の期間	年	月	日～年	月	
管 理 者 名		連絡先		25	↓
50	50	25	75		
← 200 →					

様式第 2

産業廃棄物の最終処分場（○○型）				25	↑
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25	
産業廃棄物の種類				25	↓
埋立処分の期間	年	月	日～年	月	
管 理 者 名		連絡先		25	↓
50	50	25	75		
← 200 →					

- (注) 1. 寸法の単位は c m とする。
 2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4. 産業廃棄物排出事業者の設置する産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。
 5. 有害な産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物最終処分場」とあるのを「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。

(3) 地滑り防止工・地盤沈下防止工

ア 最終処分基準省令第 1 条第 1 項第 3 号（第 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する地滑り防止工及び沈下防止工の工法は、現地調査、地質・土質調査等により決定すること。

イ 地滑り防止工法・沈下防止工法は第 3 の準用規格等によること。

(4) 開渠その他の設備

ア 設置位置は、原則として保安距離内とすること。

イ 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

(ア) 雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/s e c)

C : 地形、地表面の状態等による流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (h a)

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

(イ) 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/s e c)

A : 流水部の断面積 (m²)

V : 平均流速 (m/s e c)

※ $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

i : 動水勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

P : 潤辺長 (m)

(ウ) 設計勾配

設計勾配は、水路の洗掘、土砂の堆積等の防止に十分配慮し決定すること。

(5) 構造物の設計

擁壁、土えん提等の設計は、環境調査その他の調査結果を基に次の検討を行うこと。

ア コンクリート擁壁の設計

(ア) 擁壁を含む地盤全体の安定検討

(イ) 擁壁が転倒、滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 常時及び地震を受けた場合の検討

(オ) その他必要な検討

イ 土えん提等の設計

(ア) 土えん提を含む地盤全体の安定検討

(イ) 土えん提が転倒、滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 常時及び地震を受けた場合の検討

(オ) その他必要な検討

(6) 保安距離

ア 隣接地が農地、林地等又は公道（道路、水路）の場合

埋立地は、処分場境界線より内側に、水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

イ 隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ウ えん提の場合は法尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ処分場境界線まで、ア及びイの保安距離を保つこと。

(7) 崩壊防止

ア 切土

(ア) 地山の土質に対する切土勾配は、表－3を基準とし、原則として1層の切土高は5.0メートル以下とすること。

(イ) 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土断面とすること。

(ウ) 遮水工を施工する場合は、表－3の基準を基に、遮水工の施工性を考慮し勾配を決定すること。

イ 盛土(土えん提)

(ア) 盛土部は地山の伐開、除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着を図ること。

(イ) 地山が斜面の場合は段切を施し、盛土施工に当たっては、直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締め固めをすること。

(ウ) 盛土材料及び盛土高に対する盛土勾配は、表－4の基準とし、原則として1層の盛土高は5.0メートル以下とすること。

(エ) 土えん提の場合は、提頂幅は3.0メートル以上とすること。

(オ) 盛土材料は、原則として同一土質とすること。

(カ) 遮水工を施工する場合は、表－4の基準を基に、遮水工の施工性を考慮し、勾配を決定すること。

ウ 小段

(ア) 切土の場合

① 同一土質からなる場合は、土質・岩質・法面の規模に応じて、原則として切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

② 土質が異なる場合は、湧水等を考慮してその境界などにあわせて切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

(イ) 盛土の場合

原則として盛土直高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

エ 安定検討

(ア) 表－3、表－4の切土高、盛土高を超える場合及び特殊な条件下の場合は、法面の安定検討をすること。

(イ) 安定検討方法は、有効応力法、円形すべり面法等によること。

オ 法面保護

- (ア) 埋立地以外の切土、盛土箇所は必要に応じ、表-5に掲げる工法により法面の崩壊防止工、保護工を施すこと。
- (イ) 植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。
- (ウ) 必要に応じ小段排水溝、縦排水溝を設けること。

表-3

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利又は岩塊まじりの砂質土	密実なもの、又は粒度分布の良いもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2

(注) シルトは粘性土に区分することとする。

表-4

盛土材料	盛土高	勾配	摘要
粒度の良い砂 (SW)、砂利及び砂利まじりの砂 (GM) (GC) (GW) (GP)	5 m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
	5 ~ 15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SP)	10m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10 ~ 20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土 (SM) (SC)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5 m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5 ~ 10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
軟らかい粘質土	5 m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

(注) 盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう。

表-5

分類	工 法	目 的 ・ 特 徴
植 生 工	種 子 吹 付 工 植 生 マ ッ ト 工 張 芝 工 客 土 吹 付 工 厚 層 基 材 吹 付 工	侵食防止、全面植生（緑化）
	植 生 筋 工 筋 芝 工	盛土法面の侵食防止、部分植生
	植 生 穴 工 土 の う 工	不良土、硬質土法面の侵食防止、部分植生
	樹 木 植 栽 工	環境保全、景観
構 造 物 に よ る 法 面 保 護	モ ル タ ル 吹 付 工 コ ン ク リ ー ト 吹 付 工 石 張 工 ブ ロ ッ ク 張 工 プ レ キ ャ ス ト 枠 工	風化、没食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は侵食防 止
	コ ン ク リ ー ト 張 工 吹 付 砕 工 現 場 打 ち コ ン ク リ ー ト 砕 工 ア ン カ ー 工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそ れのある箇所の土留、岩盤はく落防止
	編 棚 工 じ ゃ か ご 工	法面表層部の侵食や湧水による流出の抑制
	落 石 防 止 編 工	落石防止
	石 積、ブ ロ ッ ク 積 擁 壁 工 ふ と ん か ご 工 井 桁 組 擁 壁 工 コ ン ク リ ー ト 擁 壁 工 く い 工 補 強 土 工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

(8) 地下水の水質監視用井戸

ア 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。

(ア) 設置位置

地下水の下流側に1か所及びその他必要な場所に1か所以上設けること。

(イ) 設置深さ

第一帯水層までとすること。

(ウ) 設置規格

管径100ミリメートル以上とし、第一帯水層にストレーナーを設けること。

イ 監視用井戸の水質検査は、当該井戸の設置後、直ちに実施すること。

ウ 水質検査項目は、表-6に定めるとおりとする。

(9) 隣接地の雨水等の処理

ア 処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

イ 排水設備は原則として、埋立廃棄物と接触しない場所に設けること。

ウ 構造等

① 断面等の決定は、第4-2-(4)-イの規定によること。

② 無孔管の管路式を原則とし、埋立廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える材質、管圧を有する構造とすること。

③ えん提等構造物内を通る場合は、構造物に対し直角とし、影響距離を短くし、必要に応じ、止水壁を設けること。

④ 必要に応じ、地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。

(10) 基準高の設定

ア 計画地周辺に、基準高(仮BM)を2か所以上設定し、埋立地の構造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

イ 基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置であること。

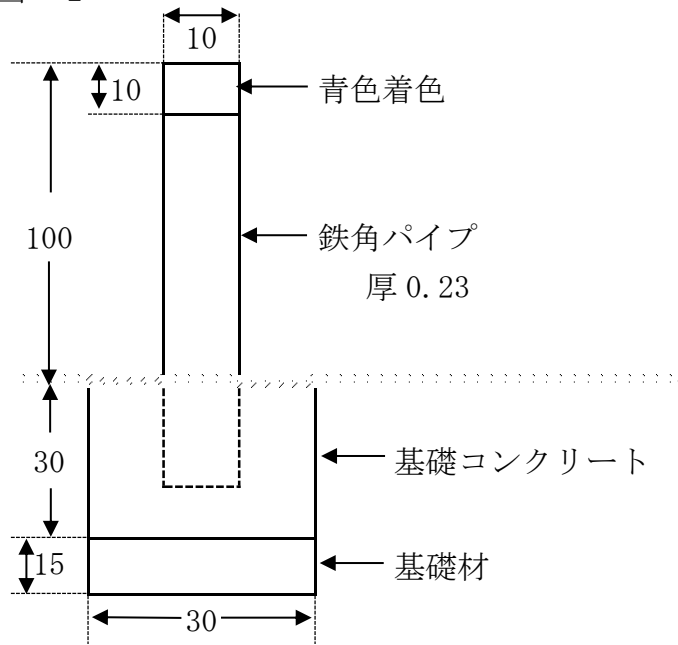
ウ 埋立地内の法面等に、中間覆土及び最終覆土の施工厚を表示すること。

(11) 最終処分場を表示する区域杭

ア 処分場区域は、図-1の区域杭を設置し区域を明確にすること。

イ 区域杭は、原則としてすべての変化点に設置すること。

図-1



- (注) 1. 寸法の単位はcmとする。
2. 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。
3. 鉄角パイプには、「一般廃棄物最終処分場杭」、「産業廃棄物最終処分場杭」のいずれかを表示すること。

表－6 地下水の水質検査項目

項 目	
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導度
6	アルキル水銀
7	総水銀
8	カドミウム
9	鉛
10	六価クロム
11	砒素
12	全シアン
13	ポリ塩化ビフェニル
14	トリクロロエチレン
15	テトラクロロエチレン
16	ジクロロメタン
17	四塩化炭素
18	1,2-ジクロロエタン
19	1,1-ジクロロエチレン
20	1,2-ジクロロエチレン
21	1,1,1-トリクロロエタン
22	1,1,2-トリクロロエタン
23	1,3-ジクロロプロペン
24	チラウム
25	シマジン
26	チオベンカルブ
27	ベンゼン
28	セレン
29	1,4-ジオキサン
30	クロロエチレン
31	ほう素
32	ふっ素
33	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
34	ダイオキシン類※

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については昭和52年総理府・厚生省令第1号、6項から33項までの項目については平成9年環境庁告示第10号、34項の項目については平成12年総理府・厚生省令第2号によること。

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

(1 2) 埋立地の保持

市の使用前検査後は、許可なく埋立区域及び埋立容量等構造は変更できないこと。

(1 3) 搬入道路、進入路

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とする。

ウ 埋立地内の進入路は、原則として幅員3.0メートル以上とし、車両の通行に支障のないものとする。

(1 4) 覆土用土砂の保管設備

処分場区域内に、覆土用土砂を20立方メートル以上保管できる場所を設けること。また、土砂の飛散及び流出を生じないよう対策を講じること。

(1 5) 管理通路工

ア 最終処分場の主えん堤及び小えん堤には維持、修繕及び管理のための管理通路を設けるものとする。

イ 小えん堤は原則高さ20メートルごとに管理通路を設けるものとする。

ウ 管理通路の幅員は3.0メートル以上とし、えん堤天端幅以下の適切な値とする。

エ 管理通路の構造は降雨が浸入しない構造とする。

オ 搬入道路は管理通路を兼ねることができる。

(1 6) 消火設備

可燃性廃棄物を処分する場合は適切な消火設備を設けること。

(1 7) 洗車設備

タイヤに付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(1 8) 管理事務所

ア 最終処分場の設置及び維持、管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ、電話等を設置すること。

イ 埋立終了（閉鎖）後は速やかに撤去可能な仮設建築物であり、その床面積は概ね30平方メートル以下であること。

ウ 設置場所は、処分場区域内であること。

エ 図面等は、常に具備されるものであること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備

ア 遮断効力

最終処分基準省令第2条第1項第2号ロ(1)に規定する遮断の効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。

イ 水密コンクリート

水密コンクリートは、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、その材料、配合、打設、締固め及び養生等について特に注意してこれを施工すること。

ウ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

エ 腐食防止

コンクリート構造物の場合は、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、鋼材の場合は、日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

(2) 内部仕切設備

ア 遮断効力

第4-3-(1)-アの規定によること。

イ 水密コンクリート

第4-3-(1)-イの規定によること。

ウ 構造耐力

第4-3-(1)-ウの規定によること。

エ 腐食防止

第4-3-(1)-エの規定によること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

最終処分基準省令第1条第1項第4号(第2条第1項第4号において準用する場合を含む。)に規定する擁壁等は、次によること。

ア コンクリート擁壁

(ア) 遮水壁を兼ねる場合

図-2のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するための遮水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-ア及びイのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。また、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。

(イ) 遮水壁を兼ねない場合

図-3のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、遮水工を施すこと。

図-2

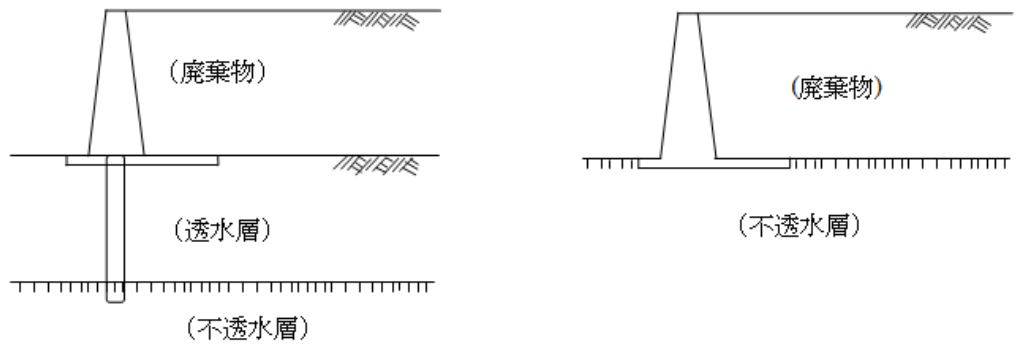
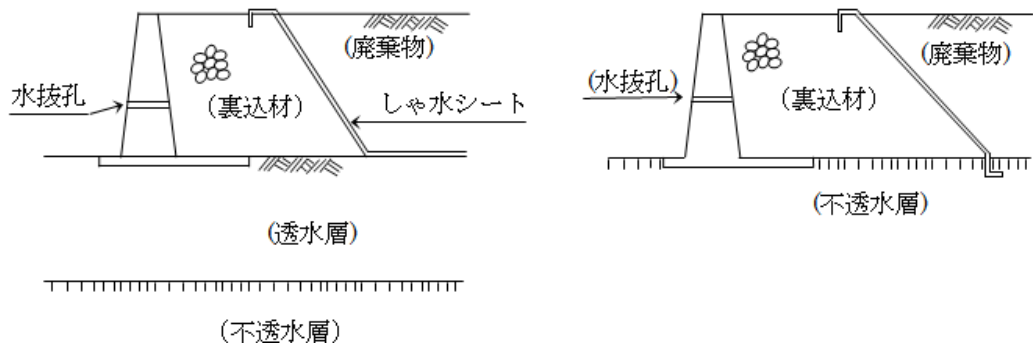


図-3



イ 土えん提

第4-2-(5)～(7)の規定により築造し、遮水工を施すこと。

ウ 構造耐力

第4-3-(1)-ウの規定によること。エ 腐食防止

第4-3-(1)-エの規定によるものとする。

(2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第5号ニ(第2条第1項第4号において準用する場合を含む。)に規定する保有水等集排水設備により集められた保有水等(水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備により排出される保有水等。以下同じ。)に係る放流水の水質を表-8に掲げる排水基準に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。

イ 遮水工

(ア) 表面遮水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。

(イ) 地中遮水工法は、十分な遮水性能と耐久性能を有する工法とすること。

(ウ) シート工法

① 使用材料は、遮水シート(合成ゴム系、合成樹脂系)とし、予想され

る気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次項について検討し、採用すること。

- a 引張強度が強く、フレキシブルであること。
- b 菌類、浸出液等による劣化がないこと。
- c 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。
- d 黒色で、最低厚は1.5ミリメートル以上であること。

② 基盤の造成

埋立完了地の土圧を考慮し、必要に応じ基盤の強度改良を行うこと。

③ 天端部での固定

天端部でのシートは、引張、伸び、引裂き強さ等を考慮して原則としてL字形に固定すること。

④ 小段部での固定

法面が最大となる場合等は、小段部で接合し、シートにかかる張力の減少を図ること。

下部のシートは、引張、伸び等を考慮して、アンカー等で固定すること。

上部シートは、アンカー等を覆う構造とし、下部シートと確実に接合すること。

⑤ シート接合法

- a 工場接合は、原則として、熱風溶着又は高周波ウェルダ方法によること。
- b 現場接合は熱風溶着又は熱溶融型接着剤を原則とすること。
- c 接合面の重ね合せは十分に採り、引張等に対し十分な強度を備えていること。
- d シート端部処理は、地中埋込方を原則とし、張力等に耐える構造であること。
- e 端部が構造物の場合は、次項⑥に準ずること。

⑥ 各種構造物との接合

a コンクリート構造物との結合

- (a) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- (b) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。
- (c) 圧着接合後、帯鉄で押え、ピンを打ち、さらに上からシートで覆うこと。
- (d) シート端部とコンクリート面の間にシーリング材を施すこと。

b 保有水等集排水設備等との接合

- (a) 管渠は必ず無孔部と接合すること。
- (b) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- (c) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。

(d) 圧着接合後、帯鉄及びパイプバンドで押え、さらに上からシートで覆うこと。

(e) 法面部シート等との接合は、現場接合法により二重以上の構造とすること。

⑦ シート保護工

a 廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう50センチメートル以上の保護盛土(土砂)を施すこと。

b シートの施設下地は、角礫・突起物を除去して平均に仕上げ、シートとの下地の間には敷布(厚さ1センチメートル以上)等を敷くこと。

c 地質の状況に応じて二重構造とすること。

(エ) 地中遮水工法

① 継目の止水法は、次に示す方法により確実に浸出液の流出を防止すること。

a 継手に止水材を塗布する方法

b 薬液注入方法

c 継手に粘土等を充填する方法

d その他の方法

② 不透水層への打ち込み

根入長を十分取るとともに、打ち止めに留意し、不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止すること。

(オ) 不透水性の地層

不透水性の地層とは、土質学会「土質調査法」による透水試験値で毎秒 1×10^{-7} センチメートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。

ウ 埋立地内の保有水等集排水設備

(ア) 保有水等集排水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集水できる構造と配置を有すること。

① 配置パターンは、表-7を原則とし、必要に応じ組み合わせることにより、使用期間と維持管理方法を考慮した十分な耐久性を有し、維持、補修しやすい構造と配置とすること。

② ガス抜き管を設ける場合は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備と接続することとし、配置に留意すること。

表-7

配 置 パ タ ー ン		概 要
1	○ —————	集水本管 1 列のみ (直線型)
2	○ — — — — —	集水本管と枝管の組合せ
3	○ —┌————— └—————	集水本管 2 列

(イ) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とする。

- ① 保有水の浸出量の算出は、次式により算定する。
- ② 集・配水管の勾配は、上流ほど大きくすること。

$$Q = 1 / 1000 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 平均浸出水量 (m³/日)

C : 浸出係数

I : 日降水雨量 (mm/日)

A : 埋立地集水面積 (m²)

- ※ 日降水雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。
降水量データは、15年分以上とすること。

(ウ) 構造

- ① 保有水等集排水設備は、管路式を原則とし、第4-2-(9) -ウー②、③及び④の規定によることとし、この場合において「無孔管」を「有孔管」とすること。
- ② えん提等構造物内、その上流側1.0メートル以上及び下流側は無孔管とすること。
- ③ 集水設備には、維持管理作業や修繕、改善工事のための管理施設を適宜配置するものとする。
- ④ ③の管理施設は、十分な強度及び耐食性を考慮した構造とするとともに坑内作業の難易や作業員の安全のため十分な内空寸法を確保すること。
- ⑤ 集水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、記録保存すること。

エ ガス抜き設備

- (ア) ガス抜き設備は、埋立廃棄物の性状等により必要に応じて設けること。
- (イ) ガスは、周辺的生活環境に支障のないように大気に放出すること。
- (ウ) 構造

- ① ガス抜き設備は、管路式を原則とし、第4-4-(2)-ウ-(ア)の規定によること。
- ② 縦管は、埋め立て重機等の作業によるズレ、破壊のない構造（法面埋込式等）であること。
- ③ 原則として、埋立地内の集水設備に接続すること。

オ 浸出液処理設備

- (ア) 浸出液処理設備は、表-8に定める排水基準に適合させることのできるものであること。
- (イ) 保有水等集排水設備から浸出液処理設備への流入管には、水量調整装置（開閉バルブ等）を設けること。
- (ウ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。
- (エ) 放流先までは、管渠等の構造であること。

カ 湧水対策

最終処分基準省令第1条第1項第5号ハ（第2条第1項第4号において準用する場合を含む。）に規定する地下水集排水設備により集水された湧水・地下水等は、他の排水と分離し、一時貯留できる構造（調整ピット等）とすること。

キ 自然発生ガス対策

- 遮水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。
- (3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係る遮水工等の構造等は、協議の上、決定することができるものとする。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

第4-4-(1)の規定によること。

(2) 開渠その他の設備

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入することを防止できる開渠その他の設備を第4-2-(4)の規定により設けること。

表－8 排水基準

項 目		排 水 基 準	
有 害 物 質 関 係	1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/ℓ
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	5	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ
	6	砒素及びその化合物	0.05 mg/ℓ
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/ℓ
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
	13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
	20	チウラム	0.06 mg/ℓ
	21	シマジン	0.03 mg/ℓ
	22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
	23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/ℓ 海域以外 10 mg/ℓ
	26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/ℓ (10 mg/ℓ ※1) 海域以外 8 mg/ℓ
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
	28	1,4-ジオキサソ	0.5 mg/ℓ
	29	ダイオキシン類 ※2	10pg-TEQ/ℓ

有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※3	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	3	化学的酸素要求量 ※4	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	4	浮遊物質	40 mg/ℓ (20 mg/ℓ) ※5
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3 mg/ℓ (2 mg/ℓ) ※5
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油脂類)	5 mg/ℓ (3 mg/ℓ) ※5
	7	フェノール類含有量	0.5 mg/ℓ
	8	銅含有量	1 mg/ℓ
	9	亜鉛含有量	1 mg/ℓ
	10	溶解性鉄含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	11	溶解性マンガン含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	12	クロム含有量	0.5 mg/ℓ
	13	大腸菌数	3,000 個/cm ³
	14	窒素含有量 ※6	120 mg/ℓ 《日間平均 60 mg/ℓ》 ※7
	15	燐含有量 ※6	16 mg/ℓ 《日間平均 8 mg/ℓ》 ※7

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日、環境庁告示第64号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいい、同法の特定施設に該当する場合又は最終処分場である場合に限り適用。

※3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7 《 》 内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

第5 中間処理施設及び再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び再生利用施設に係る共通の構造基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「再生利用場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場又は再生利用場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ 囲いは、原則として中間処理場又は再生利用場の全周囲に設けられていること。

ウ 囲いの構造等は、原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

エ 出入口は、原則として1か所とし、門扉は前ウの構造を有し、施錠できるものとする。

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に、様式第3又は第4により、一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理場であることを表示する立札その他の設備が、様式第5又は第6により、一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

(3) 排水処理設備

ア 中間処理施設又は再生利用施設に係る排水を公共水域に放流する場合は、その水質を表－8に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。

イ 中間処理施設又は再生利用施設に係る排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先までは管渠等の構造であること。

ウ 排水処理設備が、中間処理場又は再生利用場以外の場所に設けられる場合には、処理する排水を確実に当該排水処理施設に輸送できる施設等を設けること。

様式第3

一般廃棄物の中間処理場				25	↑
処理施設設置者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

様式第4

産業廃棄物の中間処理場				25	↑
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

様式第5

一般廃棄物の再生利用場				25	↑
一般廃棄物再生利用者名	船橋市長指定第 号 ○○○株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

様式第6

産業廃棄物の再生利用場				25	↑
産業廃棄物再生利用者名	船橋市長指定第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

- (注) 1. 寸法の単位はcmとする。
 2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4. 産業廃棄物排出事業者の設置する産業廃棄物の中間処理場にあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

(4) 雨水等の流入防止

中間処理場又は再生利用場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

(5) 排ガス対策

ア 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる構造とすること。

イ 中間処理施設又は再生利用施設が、大気汚染防止法及び船橋市環境保全条例に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、煙突等に測定口を設けるとともに、ばい煙を大気汚染防止法等に定める排出基準以下とし、必要に応じ適切なばい煙処理施設を設けること。

(6) 保管設備

中間処理場又は再生利用場内に、必要に応じ次の要件を備えた廃棄物の保管設備を設置すること。

ア 廃棄物が飛散、流出し及び地下に浸透し、並びに、悪臭が漏れるおそれのない構造であり、また廃棄物の種類及び保管高に応じ十分耐えられる構造であること。

イ 廃棄物を種類ごとに保管できること。

ウ 必要に応じ室内で保管すること。

エ 廃棄物の処理計画及び施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(7) 搬入道路

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。

ウ 中間処理場又は再生利用場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

(8) 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

(9) 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(10) 駐車設備

必要に応じ中間処理場又は再生利用場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

(1 1) 管理事務所

ア 中間処理施設又は再生利用施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。

イ 設置場所は、中間処理場又は再生利用場内であること。

ウ 図面等は、常に具備されるものであること。

2 一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によること。なお、一般廃棄物の中間処理施設（令第5条第1項に規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第4条第1項の規定を準用する。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設に係る構造基準は、共通基準及び法令等の規定によるほか次のとおりとする。なお、産業廃棄物の中間処理施設（令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第12条及び同条の2の規定を準用する。

(1) 悪臭防止等

ア 悪臭の発散防止については、排出口及び敷地境界線における臭気濃度を「悪臭防止対策の指針」（昭和56年6月20日大第90号）に定める基準以下とし、必要に応じ適切な脱臭装置を設けること。

イ 産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じん防止装置を設けること。

(2) 騒音及び振動防止

騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに船橋市環境保全条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音又は振動防止装置を設けること。

(3) 地下浸透防止

産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設（受入設備及び貯留設備を含む。）は、産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が地下に浸透しない構造であること。

第6 積替・保管施設の基準

積替・保管施設に係る構造基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

1 囲い等

(1) 積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替・保管場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として積替・保管場の全周囲に設けられていること。

(3) 囲いの構造等は、原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

(4) 出入口は、原則として1か所とし、門扉は前(3)の構造を有し、施錠できるものとする。

2 表示等

入口の見やすい箇所に、様式第7又は第8により、一般廃棄物又は産業廃棄物の積替・保管場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

様式第7

一般廃棄物の積替・保管場				25	↑	
一般廃棄物処理業者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25		
一般廃棄物の種類				25	↓	
積替・保管の方法				25		
管理者名		連絡先		25		
← 50 →				← 50 →	← 25 →	← 75 →
← 200 →						

様式第8

産業廃棄物の積替・保管場				25	↑	
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25		
産業廃棄物の種類				25	↓	
積替・保管の方法				25		
管理者名		連絡先		25		
← 50 →				← 50 →	← 25 →	← 75 →
← 200 →						

(注) 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

3 保管施設

(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。

(2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような仕切り壁(高さ2.0メートル以上)等を設けること。

(3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。

(4) 床面は、コンクリート舗装(厚さ10センチメートル以上)を原則とする。

- (5) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。
- (6) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。
- (7) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。
- (8) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。
- (9) 廃棄物の処理計画に応じ、十分な容量を有するものであること。

4 雨水等の流入防止

積替・保管場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる管渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

5 搬入道路

- (1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- (3) 積替・保管場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

6 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

7 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

8 駐車設備

必要に応じ積替・保管場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

9 管理事務所

- (1) 積替・保管施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。
- (2) 設置場所は、積替・保管場内であること。
- (3) 図面等は、常に具備されるものであること。

第7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の焼却施設を除く廃棄物処理施設にあっては、従前の規定によるものとする。
- 3 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあっては従前の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の廃棄物処理施設及び現に設置されている廃棄物処理施設の構造に関する基準については、なお従前の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月1日から施行する。

(猶予期間)

2 この基準の施行の際、表-8の排水基準がかかる現に設置されている廃棄物処理施設においては、トリクロロエチレンの排水基準の適用を平成28年4月20日まで猶予する。(猶予期間については0.3mg/l)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。